⑵　連絡会議は、次に掲げる事項に関し農林水産省内における必要な連絡調整を行う。
・　緊急時における連絡網の作成その他の省内の連絡体制及び参集体制の整備
・　都道府県、指定地方行政機関、所管する指定公共機関その他の関係機関との連絡体制の整備
・　この計画に定める事項のうち、平素における措置の総合的な推進
・　平素における関係機関との連携
・　武力攻撃事態等における国民保護措置の担当部局及び業務処理手順の整備
・　その他必要な事項
⑶　連絡会議の事務の円滑な遂行のため、事務局を設置する。事務局は大臣官房文書課災害総合対策室が行う。

2　本省における連絡体制及び参集体制の整備
○　連絡会議構成員（あらかじめ連絡会議が定める代理となる者も含む。）及び事務局員（以下「連絡会議構成員等」という。）は、平素から、緊急時に備え、確実に連絡がとれるように努めるものとする。
○　連絡会議構成員等は、武力攻撃事態等において、即時に参集することができるよう、平常時から、本省への複数の交通手段を確認しておくものとする。
○　人事異動等により連絡会議構成員等が変更する場合には、前任者は後任者に適切に引継ぎを行うとともに、連絡会議に報告するものとする。
○　武力攻撃事態等における連絡体制及び参集体制については、連絡会議が別に定めるところによる。

3　地方農政局等における体制の整備
地方農政局等は、次に掲げる事項に関し地方農政局等内における必要な連絡調整を行うため、担当部局を定めるものとする。
・　緊急時における連絡網の作成その他の地方農政局等内の連絡体制及び参集体制の整備
・　本省、都道府県その他の関係機関等との連絡体制の整備
・　この計画に定める事項のうち、平素における措置の総合的な推進
・　平素における関係機関との連携
・　武力攻撃事態等における国民保護措置の担当部局及び業務処理手順の整備
・　その他必要な事項

4　地方農政局等における連絡体制及び参集体制の整備
○　３により定められた担当部局（以下「地方農政局等国民保護担当部局」という。）は、本省との情報連絡担当者をあらかじめ指定しておくものとする。
○　本省との情報連絡担当者（あらかじめ地方農政局等国民保護担当部局が定める代理となる者も含む。）は、平素から、緊急時に備え、確実に連絡がとれるように努めるものとする。
○　地方農政局等国民保護担当部局は、本省との情報連絡担当者及びあらかじめ定められた代理となる者の氏名並びに連絡先を本省にあらかじめ登録しておくものとする。また、登録した事項に変更があった場合には変更の登録を行うものとする。
○　武力攻撃事態等における地方農政局等内の連絡体制、参集体制その他必要な事項については、地方農政局等の長が別に定めるものとする。

5　国民保護措置の実施機能等の確保
⑴　本省及び地方農政局等は、武力攻撃事態等において、その対処の機能を果たし得るよう、平常時から、以下の措置を講ずるものとする。
・　庁舎内の危険物の安全管理、不審物対策等の安全性の確保
・　非常階段の整備、自家発電装置の整備、飲料水、消火用水等の確保
・　被災時に在庁する職員及び外来者の安全対策の整備
⑵　行政機能の維持・確保のための体制整備
○　本省及び地方農政局等は、この計画に定める措置の具体的な実施のため、平常時における武力攻撃事態等に備えた措置及び武力攻撃事態等における国民保護措置の業務処理手順の策定等必要な措置を講ずるものとする。
○　本省各部局は、それぞれの所掌に係る国民保護措置の迅速かつ的確な実施のため、あらかじめ体制の整備に努めるものとする。

6　通信の確保
本省及び地方農政局等は、武力攻撃事態等における通信の確保を図るため、自然災害時の情報通信手段として確保している情報通信手段も活用し、通常の通信システムが利用困難となった際の非常連絡に有効な携帯電話、通信衛星システム等の確保を図るものとし、平素から設備の点検を定期的に実施するものとする。
この場合、水産庁は、漁業無線を通じた漁船への通信体制の確保にも留意するものとする。
また、防災訓練と併せて、非常通信の取扱い、機器の操作の習熟等のため、本省と地方農政局等が連携し、通信訓練を実施するものとする。

7　特殊標章等の交付等の準備
○　農林水産省は、武力攻撃事態等において、農林水産省（地方農政局及び北海道農政事務所を含む。）、林野庁（森林管理局を含む。）又は水産庁の職員で国民保護措置に係る職務を行う者、農林水産大臣、林野庁長官及び水産庁長官が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者等に対し、これらの者又は当該国民保護措置に係るこれらの者が行う職務、協力等のために使用される場所等を識別させるため、必要に応じて、特殊標章等（国民保護法第158条第１項に規定する特殊標章及び身分証明書をいう。以下同じ。）を交付し、又は使用させることができるよう、あらかじめ必要な準備を行うものとする。
○　農林水産省は、武力攻撃事態等における特殊標章等の使用の意義等について関係者の理解を深めるため、国民保護措置についての訓練を実施するに当たって、特殊標章等を使用するよう努めるものとする。

8　国民保護措置に関する職員への周知
本省及び地方農政局等は、国民保護措置に従事する職員に対して、国民保護法その他の関係法令、基本指針、この計画等の周知徹底を図るものとする。

9　国民保護措置に関する訓練
○　本省及び地方農政局等は、防災訓練と併せて実施するなど、国民保護措置に関する訓練を適時行うものとする。その際、所管する指定公共機関等の関係機関と共同して実施するよう努めるものとする。
○　上記訓練を実施した際には、本省及び地方農政局等は、訓練についての事後評価を行うものとする。

第２節　武力攻撃事態等に備えた措置

1　備蓄している物資の供給体制の整備等
○　農林水産省は、武力攻撃事態等において米穀、食糧用小麦等の供給不足が生じ、又は生ずるおそれがある場合に備え、備蓄している物資を速やかに供給することができるよう、体制を整備するものとする。
○　食料産業局、生産局及び政策統括官は、武力攻撃事態等において、その所管に係る稲、麦、大豆及び主要野菜の種子不足に対処するため、これらを備蓄すること等により、再生産に必要な種子の確保が図られるよう都道府県及び関係団体に助言するものとする。また、食料産業局は、独立行政法人種苗管理センターにおいて、種ばれいしょについて、不測時における種苗の緊急増殖体制の確立等による支援体制を整備するとともに、雑穀の種子について、備蓄を行うよう助言を行うものとする。